

# 令和8年度農林業労賃標準額表

令和8年度の農作業労賃標準額を下記のとおり定めました。

## (人力作業)

作業区分	単位	標準額(超過時間給)	摘 要
水田作業全般	1日当り(8時間)	8,400円(1,320円)	・すべて一般的な作業の場合の標準額です。 ・( )内の金額は、時間超過した場合の1時間当たりの超過時間給です。
畑作業全般	〃	8,300円(1,300円)	
果樹(摘果・収穫)	〃	8,300円(1,300円)	
椎茸等(植菌・天地返し)	〃	8,300円(1,300円)	
林業(植林・下刈)	〃	9,300円(1,460円)	

## (機械作業)

作業区分	使用機械	単位	標準額	摘 要		
水田作業	耕起	耕耘機及びトラクター	10a	6,700円	標準2回、苗を植える状態まで 委託者苗持ち、機械植えのみ	
	代かき		〃	6,700円		
	田植	田植え機	〃	7,900円		
	脱穀	ハーベスタ	1時間	4,400円		
	乾燥	乾燥機	10a	6,100円		
	刈取結束	バインダー	〃	9,500円		結束ひも機械主負担
	刈取脱穀	コンバイン	〃	17,900円		
畑作業	全般	耕耘機及びトラクター	10a	6,700円		
	播種	コーンplanター	〃	3,700円		
	刈取	コーンハーベスタ	〃	10,700円		
	刈取	モアー	〃	2,400円		
	反転	テッダー	〃	1,300円		
	集草	レーキ	〃	1,300円		
	牧草梱包	ロールベアラ	1個	2,400円		
	牧草ラッピング	ラッピングマシン	〃	1,900円		
共通	堆肥散布	マニアスプレッター	10a	4,700円		
林業	下刈等	刈払機	1日	9,900円		
	伐採等	チェーンソー	〃	10,700円		

※ 適用期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

※ この標準額は、普通の作業能力を標準としており、作業能力等に応じて加減できるものとします。

※ この標準額は、賄いを含まない賃金です。

※ 「たのむ人」「たのまれる人」お互いに理解し合い、どちらも安定した農業経営ができるようご協力ください(燃料価格が著しく変動した場合など、両者で協議して、決定してください)。



農地を転用・貸付するには農地法等の許可が必要です。

【田野畑村農業委員会】 34-2111